

財務省告示第四百五十三号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平
 成十四年十二月二十日に発行する利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成十四年十二月十八日
 財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
名称及び記号	発行の根拠	発行方法	発行額	払込金額	種類	発行の価格	募集の利率	初期利率	後二期利子	後二期利子
利付国庫債券（二年）（第二百三 回）	平成十四年度における財政運営 のための公債の発行の特例等に 関する法律（平成十四年法律第 二十号）第二条第一項	郵政事業庁長官による国債の募 集の取扱い及び取得による発行	額面金額で千五十億円	千五百五十万円	円、一億円及び十億円の六種	平成十四年十二月二十日	平成十四年十一月十一日	平成十五年六月二十日	平成十五年六月二十日	平成十五年六月二十日
$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.1 \times 1}{100 \times 2}$										
<p>日を支払期とし、及び十二月二十 日を、その日以前六月間に属す る利子を支払う。</p>										

十 六	十 五		十 四	十 三	十 二	
払 込 期 日	募 集 期 間		払 場 所	元 利 金 支 額	償 還 金 額 限	
平 成 十 四 年 十 二 月 二 十 日	平 成 十 四 年 十 二 月 十 六 日 ま で	平 成 十 四 年 十 一 月 二 十 九 日 か ら	取 扱 店 並 び に 取 扱 郵 便 局	国 債 代 理 店 及 び 国 債 元 利 金 支 払	日 本 銀 行 の 本 店 、 支 店 、 代 理 店 、 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円	平 成 十 六 年 十 二 月 二 十 日